



特別支援教育指導充実シリーズ1

指導資料

# 特別支援学校における 生徒指導の充実

一人一人の生徒が生き生きと自分の力を発揮するために



平成24年3月

栃木県総合教育センター

## まえがき

平成19年4月1日に学校教育法等の一部改正が施行され、特殊教育が特別支援教育へと転換してから5年が経とうとしています。この間、特別支援学校の在籍者数は急増しており、特に知的障害者を教育する特別支援学校の高等部においては軽度の知的障害者の在籍者数は増加し、これらの生徒に対する職業的な自立支援の強化が課題となっています。

このような中で、栃木県教育委員会では、平成23年3月に本県教育行政の基本として「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」を策定し、その基本理念に「とちぎの子どもたちを自らの力で自分の未来を力強く切り拓いていける人間に育てます」を掲げています。

この理念のもと、「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」の施策の一つに「特別支援教育の充実」を位置付け、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するための様々な施策を展開しています。特に、特別支援学校においては職業的な自立支援を強化するために職業教育の推進に向けた取組を進めているところです。

さらに、こうした職業教育の推進と共に重要なのが自立や社会参加に向けて個々の自己指導能力を育み高めるために、生徒指導を充実することです。生徒指導の充実をとおして、特別支援学校の児童生徒が学校生活を健やかに過ごし、また将来の自立や社会参加の質をさらに豊かにし、未来を切り拓いていける人間へと成長することが期待できます。

この指導資料は、特別支援学校の教育をより一層充実するために本年度行った「特別支援学校の生徒指導の充実に関する調査研究」の成果をまとめたものです。

本指導資料をもとに、特別支援学校における生徒指導をさらに充実していただければ幸いです。

最後に、本調査研究に御協力いただきました研究協力委員の先生方に深く感謝申し上げます。

平成24年3月

栃木県総合教育センター所長

瓦 井 千 尋

## 目 次

### 基本編

- ・ 特別支援学校における生徒指導上の課題には大きな変化が生じています . . . 1
- ・ 生徒指導では自己指導能力の育成が重要です . . . 2
- ・ 生徒指導は学習指導の中でも実践できます . . . 3
- ・ 生徒指導上の問題行動には計画的に対応します . . . 4
- ・ 行動上の問題が生じる意味や状況を十分に把握して指導します . . . 5
- ・ 特別支援学校では安全管理の徹底が必要です . . . 6
- ・ 生徒指導は全校体制で推進することが大切です . . . 7

### 実践編

#### I 生徒全体への指導

- 1 高等部生徒規則の作成と周知のための試み . . . 8
- 2 生活単元学習における性に関する指導 . . . 10
- 3 保健体育における性に関する指導 . . . 15
- 4 生活単元学習における消費者教育に関する指導 . . . 19
- 5 家庭総合における消費者教育に関する指導 . . . 23

#### II 個別の課題を抱える生徒への指導

- 1 特別な指導の取組（万引き行為への指導） . . . 27
- 2 課題解決に向けた個に配慮した指導の取組（性に関する指導） . . . 30

#### III 生徒の安全を守る指導の取組

- 1 安全な通学を目指した指導 . . . 32
- 2 事故や危機を未然に防ぐ安全管理の工夫 . . . 37

※本資料は栃木県総合教育センターのホームページにて閲覧及びダウンロードができます。

# 基本編



# 特別支援学校における生徒指導上の課題には大きな変化が生じています

本県の知的障害者を教育する特別支援学校の高等部に在籍する生徒数は平成13年度は469人でしたが平成23年度には909人となり、10年間でほぼ2倍になりました。このような変化の中で特別支援学校高等部に在籍する生徒の5～6割は中学校から進学してきた比較的障害が軽い生徒が占めるようになりました。このような知的障害が比較的軽い生徒の自立や社会参加のために生徒指導を充実することが求められています。

## 1 本県における特別支援学校の生徒指導の指針

こうした状況を踏まえ、平成23年度「特別支援学校における指導の指針」（栃木県教育委員会）では生徒指導の充実を図るために下記の重点事項を示しています。

- ① 基本的な生活習慣に関する指導
- ② 性に関する指導
- ③ 通学に関する指導
- ④ 飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する指導
- ⑤ 情報教育に関する指導
- ⑥ 命の教育と自殺の予防



## 2 障害者を取り巻く社会状況

毎年出されている国民生活センターや消費生活センターの報告では、障害者の消費者トラブルに関する相談が近年急増しています。また、知的障害者の方等が、物事を見通し判断する力やコミュニケーション能力が弱かったり、社会経験が乏しかったりしたために、犯罪に巻き込まれ被害者や加害者になってしまうケースも少なくはないようです。

こうした全国的な傾向を踏まえると、生徒自身の将来の社会的自立のためには、自ら危険を予測し、それを回避したり、必要な場合には援助を求めたりする等、安全な行動がとれる力を育成することが大切になってきています。

## 3 本指導資料について

特別支援学校の生徒は、その障害特性から自己理解や行動を調整する力が育ちにくいところが見受けられます。そのためには、まず生徒がどのような状況下で危機的な状況に陥りやすいかをしっかりと把握し、**安全を確保**することが必要です。その上で、**生徒一人一人についての理解**を深めながら、**安心感**を高め、適切な行動を選択できるように**自己決定**できる資質を丁寧に養い、**自己指導能力**を育んでいく必要があります。

当センターでは、このような考え方を踏まえながら、今後の生徒指導の充実のために、平成23年度「特別支援学校における生徒指導の充実」についての調査研究を実施しました。

本指導資料は基本編と実践編の二つから構成されています。基本編では生徒指導についての基本的考え方の要点を、実践編では、調査研究協力校4校の実践例をまとめています。各校での指導の参考にしてください。

# 生徒指導では自己指導能力の育成が重要です

生徒指導というと、生徒の非行や家出等の問題行動に懸命に対応しているというイメージがまず浮かんでいますが、以下のように、より積極的な意義があります。

## 1 自己指導能力の育成

29年ぶりに改訂された生徒指導の基本書である生徒指導提要（平成22年3月）[以下「提要」と記す]では、生徒指導の積極的な意義について次のように示しています。

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

また、自己指導能力とは、自己をありのままに認めること（自己受容）、自己に対する洞察を深めること（自己理解）を基盤に、自らの追求しつつある目標を確立、明確化するとともに、目標達成に向けて自発的、自律的に自らの行動を決断、実行する力です。

## 2 生徒理解の重要性

自己指導能力の育成を目指すためには、生徒の状態を的確に理解した上で指導に当たることが大切です。提要（P40～P74）には、児童期や思春期・青年期の心理と発達にかかわることがまとめられており、参考になります。

特に、特別支援学校において自己指導能力を育てていくためには、こうした発達の特徴に付け加えて、障害の特性が、その生徒の発達にどのような影響を与えているかを考慮しながら、共感的に生徒理解をしていくことが大切です。

## 3 生徒指導における留意点

自己指導能力を育成するにあたっては、次の三つの点に留意します。

- ① 生徒に自己存在感を与えること
- ② 共感的な人間関係を育成すること
- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

すなわち、教職員が生徒一人一人のよさを引き出し、生徒が自分のよさに気付けるように促しながら、互いのよさを見付け合ったり生かし合ったりできる場を作ることが大切です。その上で、生徒が主体的に学ぶことができるように課題の設定や学び方について自分で考え選択できる機会を設ける等工夫しながら、そのとき、その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切です。（提要P5～P6）

## 4 自己指導能力と規範意識（実践編P8～P9参照）

自己指導能力とは、直面する状況の中で、どのような行動が正しいか自分で判断して実行する力でもあります。そのためには、生徒に規範意識に基づいた行動様式を定着させることが必要です（提要P145～P147）。

生徒指導の基準となる生徒指導規定等をあらかじめ整備しておき、「校則」や「生徒心得」等の形で、生徒が理解できるように周知しておくことが不可欠です。その上で、問題行動を起こした生徒には毅然とした対応を行うことが大切です。また、規範の意義を理解し、生徒自らが規範を守り行動するという自律性が育まれるように指導を工夫します（提要P192～P193）。

# 生徒指導は学習指導の中でも実践できます

生徒一人一人を成長させるという視点に立って、学習集団を「学びに向かう集団」に高めながら、生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し意欲的に学習活動に取り組めるように指導・援助していくことが重要です。学校生活の中心は授業であり、授業等学習指導の中においても、生徒指導の機能を充実させることが重要です。(実践編P10～P26参照)

## 1 教科における生徒指導の推進の在り方

授業における生徒指導としては、まず、各教科等における学習活動が成立するために、一人一人の生徒が落ち着いた雰囲気の下で学習に取り組めるよう、基本的な学習態度の在り方等についての指導を行うことです。(提要P4～P6)

教科における生徒指導の推進を図るには次の観点から教職員が指導力を一層発揮することが求められます。(提要P23～P25)

- ① 授業の場で生徒に居場所をつくる。
- ② わかる授業を行い、主体的な学習態度を養う。
- ③ 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- ④ 言語活動を充実させ、言語力を育てる。\*
- ⑤ 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。



※言語力の育成は、思考力や理解力、また、よりよい人間関係を構築する力等を形成することに深く関連します。ただし、特別支援学校においては、その障害の特性や発達の状態を踏まえて、音声言語の発達を促すことにとどまらず、コミュニケーション能力や自己理解や他者理解の能力全般を育んでいく工夫が必要です。

## 2 生徒指導上の課題と関連付けた学習内容の検討

教科の中では、生徒の生き方と直接かかわる教材や題材も扱われています。こうした教材や題材を、生徒の生活と関連付け、自分の生き方や在り方を考えさせる機会とすることにより、生徒の自己指導能力を育むことができます。特に、知的障害のある生徒に対する教育を行う特別支援学校では、これまでも生活の課題に沿った多様な生活経験を通して日々の生活の質を高める指導をしています。例えば、下記のような教科の内容の中には生徒指導上の課題に関する内容が盛り込まれています。

社 会	:	「集団生活と役割・責任」「きまり」
保健体育	:	「保健」
職 業	:	「働くことの意義」「役割」
家 庭	:	「家庭の役割」「消費と余暇」「家庭生活に関する事項」
情 報	:	「情報の取扱い」

道徳、総合的な学習の時間、特別活動においても、協同的に学ぶ機会、自己の生き方を考える機会、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育む機会を設定することにより、生徒指導の機能を持たせることができます。(提要P25～P39)

また、自己指導能力を高めることは友達や集団との関係の中で自己理解を深めたり、心理面で安定できることとも関連しており、自立活動の「心理的な安定」「人間関係の形成」「コミュニケーション」等の区分の内容を踏まえることも重要です。

各校においては、自校の生徒指導上の課題をよく分析し、それらを踏まえながら、学習内容について検討を加え、授業を立案、実施していくことで、各教科における生徒指導を推進することができます。

# 生徒指導上の問題行動には計画的に対応します

学校内での暴力行為や喫煙等の問題行動が起きた場合は、対象の生徒及び他の生徒の健全な人格発達への影響を考慮しながら、対象の生徒に対して時期を逃さず毅然とした指導が大切です。問題行動を起こした生徒への指導のねらいは、自らの行動を反省し今後の将来に希望や目標を持ち、充実した学校生活を送ることができるようにすることにあります。以下の視点に立って、対応の仕方について、あらかじめ指導の計画を立て共通理解を図っておくことが大切です。

(実践編P27～P31参照)

## 1 問題行動の迅速な事実確認と原因の分析

まずは、当該生徒、関係する生徒や教職員及び保護者から迅速に事実を確認します。その上で問題行動の原因や背景を分析して計画を立て、指導を行います。(提要P99～P105、P128、P152～P157)

## 2 個々の生徒に応じた指導方針の確立

生徒指導委員会等を開催し、校内での指導、家庭への支援、関係機関との連携等について指導方針を決定し、教職員間で共通理解を十分深めた上で、計画的、組織的、継続的に指導を行っていきます。検討する際には指導方針の基準となる**校内規定を明確化し、その基準に基づき検討**します。また、当該生徒の発達の段階、障害特性、健康状態、人間関係等の状況も踏まえて、効果的な指導になることを目指し、指導する担当者、場所、時間、内容を決めます。(提要P129、P157～P158)

なお、効果的な指導ができるように一定の指導が終了した時点で評価し改善します。

## 3 チームによる対応

重大な問題行動の場合、学級担任が自己の責任を強く思うことで抱え込んでしまうことにならないように、学部主事、生徒指導主事、他の学級担任、養護教諭等、多くの教職員、関係者の協力を得て**チームを編成し組織的に対応**します。各メンバーの役割、目標、指導内容を明確にした**計画を作成**するとともに、随時、**ケース会議**を開催し、メンバーの実際の指導状況、生徒や保護者の反応・変化について情報を共有し合いながら、目標達成の進捗状況の確認、指導内容の改善を図っていきます。

チームによる対応は今回の提要で重要視している点の一つですので、ぜひ各校とも取り組んでほしいところです (提要P127～130、P157～159)。

## 4 希望を持たせる指導

問題行動を起こした生徒の中には、将来の希望が持てなかったり、自分自身を肯定的にとらえることができずに投げやりな態度になったり、反抗的になったりしている場合もみられます。自信や希望を持たせることに配慮して指導を行います。

- ① 反省を促す際には、生徒とよく話し合い、事柄の重大さや反省点を十分に自覚させます。
- ② 規範意識を高めるために、生徒自らが考え、実行し、継続できる内容を盛り込みます。
- ③ 生徒が悩んでいることの解決策や活躍できる場面を共に考え、今後、問題や悩みの解決に向けて取り組めそうなことを具体的に決めます。
- ④ 学級活動、学校行事等で活躍する場を設け、生徒の力を発揮させることで、教師にほめられたり、他の生徒の承認が得られるようにします。

## 5 保護者や関係機関等との連携

保護者には日頃より、**校則や生徒心得**等を利用し、校内の生徒指導に関する校内規定等をあらかじめ周知しておきます。その上で、保護者には、問題行動の事実関係や、問題行動に対する特別な指導の内容(反省を促す指導等)について十分に説明し、学校、家庭がそれぞれの役割を果たしていけるようにします。また、学校だけで解決困難な事案が生じた場合には、教育委員会や警察等と連携した対応が必要です。(提要P159、P212～P217)

# 行動上の問題が生じる意味や状況を十分に把握して指導します

特別支援学校には、障害の特性から自傷、他傷、こだわり、物を壊す、睡眠の乱れ、パニックといった状態や行動が生じやすい生徒もいます。思春期は、異性への興味が高まる等、身体の成長に心の成長が追いつかず、誰でも不安定な状態になりやすい時期であり、こうした傾向のある生徒にとっても、思春期は、行動上の問題がより大きくなり、出現する回数も頻繁になる可能性のある時期です。

このような生徒には、前述の生徒指導上の問題行動を改善していく視点とともに、環境との相互作用の中で行動上の問題を把握し、指導していく視点をもつことが有効なことがあります。

## 1 行動上の問題の意味や機能の分析

行動上の問題には**要求**（何かが欲しい）、**場面回避**（その状況が嫌だ、逃れたい）、**注意獲得**（自分に関心を持って欲しい）、**自己防衛**（自信がない、自信がないことを知られたくない）、**自己刺激**（退屈、自己充足）等の意味や機能があることがあります。観察に基づく記録を手掛かりに、行動上の問題が生じやすい生徒にとって、行動上の問題は、どういった意味や機能があるのかを推測していきます。また、自分のことを振り返ることが可能な生徒の場合には、生徒とよく話し合い、行動上の問題が生じてしまう時の心情や理由を確認することも大切です。

## 2 行動上の問題が起きる状況の把握

行動上の問題が起きやすいのは、「どんな時間か」「どういう状況か」「何のためにしているのか」「どういったことが結果として起きているのか」という視点に立ち、よく観察し記録をまとめていきます。

## 3 教師のかかわり方や指導方法の再検討

行動上の問題の意味や機能の分析をもとに次の三つの取組をします。

### ① うまくいっていたことの継続

これまでの教師のかかわり方や指導方法でうまくいっていたものは何かを確認し、なぜうまくいっていたか理由を確認した上で、指導を継続します。

### ② 行動上の問題が起きにくい環境づくり

活動場所や活動内容、活動の流れをわかりやすくしたり、課題の与え方や指示の仕方を工夫したり、集中できるように場面を設定したりする等の環境づくりをします。

### ③ 社会的に認められる行動への切り替え

問題となっている行動と同じ意味や機能がある行動で、生徒が獲得可能な社会的に認められる行動へと切り替えられるように支援していくことが必要です。例えば、注目して欲しくて大声を出しているのであれば、周囲に理解してもらえる話し方や文字や絵カードでの伝え方を指導したり、係活動など注目してもらえる機会を設定したりしていくなどが考えられます。

## 4 発達上の課題を把握し日頃からの行動上の問題の予防に努めること

思春期以降の行動上の問題の原因を過去に振り返ってみると、小学校（小学部）段階でその予兆がある場合があります。また、問題を放置したり、対応が不適切であったりすると、思春期に二次障害として問題が深刻化することがあります。個人情報に留意して小学校（小学部）・中学校（中学部）・高等部間で連携を密にし、個々の生徒の実態をよくとらえ、日頃からの行動上の問題の予防に努めることが大切です。また、それぞれの教職員が、生徒が本来持つ将来の可能性、潜在能力を正しく生かすことができるよう心がけ、自己指導能力の育成を図っていくことが不可欠です。（提要P152～P157、P160～P163）

# 特別支援学校では安全管理の徹底が必要です

ここ数年間の全国の特別支援学校で起きた事故の中には、教職員が気付かないうちに校外へ飛び出し交通事故で死亡する事故や、トイレ利用中に転倒し歯や口を負傷する事故や、上の階の窓から飛び降り手足を骨折する事故等がありました。

特別支援学校に在籍する生徒が安全に生活していくためには、**危険事態を予測・回避したり、必要な場合には援助を求める力を育む安全教育**を行うことが必要です（提要P148～P151）。また、教職員側でも事故が起きた際に迅速な緊急対応ができるようにしていくとともに、生徒を取り巻く環境を安全に整える**安全管理**の取組を徹底していくことが求められます。

(実践編P32～P38参照)

## 1 安全管理のための実態把握と対策の工夫

### (1) 障害特性や生育歴と生活環境との関連を把握すること

各生徒の障害の状態には大きな差があります。個々の生徒ごとに、学校の設備等の生活環境のどういった部分に危険があるかをよく把握し対応します。

また、生徒の学校安全上の課題を的確に把握するには、家庭等学校外での様子や生育歴等過去の生徒の様子を把握しておくことも必要です。保護者の承諾のもと、保護者や生徒と関係する関係機関からも生徒が安全な生活を送る上での課題がないかを把握しておきます。

### (2) 様々な危険要因を想定しておくこと

危険要因には学校設備や教材・教具等の物理的な要因とともに、対人的な危険要因も考えられます。トラブルを起こしやすい友達等、個々の生徒を取り巻く人間関係も十分把握し、加害者にも被害者にもさせない工夫が必要です。

### (3) 継続的な観察から実態を把握すること

生徒の学校安全上の課題を的確に把握するには、継続的な観察が必要です。どういった状況や環境のもとで、どのような危険な行動が生じやすいかを把握しておくことです。同じ環境でも、生徒の体調や心身の状態によって危険性は絶えず変化するものです。生徒の体調や心身の状態の変化と環境の関係も的確に把握しておきます。

### (4) 教職員側の対応上の課題を把握しておくこと

教職員が生徒の障害の状態や課題を的確に把握しないで不適切な対応をすることで、危険な行動を引き起こすことがあります。また、人はエラーを起こす存在だとも言われています。生徒の障害の状態や課題を的確に把握し適切な対応の仕方を理解していたとしても、安全管理上でエラーは生じる可能性があります。

小さな出来事でも、ヒヤリとしたり、ハッとしたりした出来事等は、しっかりと記録し情報を共有し対応していく必要があります。

## 2 計画的組織的な安全管理

1の(1)～(4)の観点で情報を把握し対策を立てる際には、教職員間で情報を共有し、対応策を十分に協議し、教職員個々の役割を明確にしていきます。環境面で整備すべきことは整備していきます。また、対応策とその結果を記録し今後を引き継ぎます。こうしたことを踏まえて、学校安全計画や危機管理マニュアルを定期的に見直したり、安全管理上の課題を共有するためのシステムを工夫していきます。このような、計画(PPLAN)-実施(DO)-評価(CHECK)-改善(ACTION)の視点に立った教職員の組織的な対応を充実していくことが大切です。

# 生徒指導は全校体制で推進することが大切です

生徒指導の充実のためには、一人一人の生徒の自己指導能力が育まれるように、生徒理解を十分に図りながら規範意識を育成したり、学習指導を工夫したりすることが求められます。その上で、生徒指導上、個別の課題を抱える生徒には教職員が指導方針と各自の役割を確認し合いながら、連携して指導することが大切です。このような取組を効果的に行うには、学級担任等一部の教職員が個人的に努力するだけでは難しい面があります。学習指導、進路指導、保健・安全指導、教育相談等学校全体のあらゆる機能を生かし、効果的に推進されることが重要です。

## 1 生徒指導主事の役割

生徒指導主事には、担当する生徒指導部内の業務をラインとして処理してだけでなく、学校経営のスタッフの一人として、その学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理が職務として課せられています。生徒指導主事の役割は、次のような内容です。

- ① 校務分掌上の生徒指導の組織の中心として位置付けられ、学校における生徒指導を組織的、計画的に運営していく責任を持つこと  
※教科指導全般にわたるカリキュラム開発をリードし、推進していくことも重要です。
- ② 生徒指導を計画的・継続的に推進するため、校務の連絡・調整を図ること
- ③ 生徒指導に関する専門的事項の担当者になるとともに、生徒指導部の構成員やホームルーム担任やその他の関係組織の教職員に対して指導・助言を行うこと
- ④ 必要に応じて児童生徒や家庭、関係機関に働きかけ、問題解決に当たること

なお、学校における生徒指導を組織的、計画的に運営していくためには、指導計画を整備したり、生徒指導の方針・基準を共有するための研修や事例検討会を企画・実施したりすることも考えられます。

## 2 特別支援学校における全校体制で推進する際の配慮点

### (1) 生徒指導の組織・運営の五つの基本原理（提要P75～P77）

教職員は下記の原理を意識しておくことが重要です。

- ① 全教職員の一致協力と役割分担
- ② 学校としての指導方針の明確化
- ③ すべての生徒の健全な成長の促進
- ④ 問題行動の発生時の迅速かつ毅然とした対応
- ⑤ 生徒指導体制の不断の見直しと適切な評価・改善



### (2) 特別支援学校の組織の特徴を踏まえた生徒指導体制の構築

特別支援学校では、各学部が別組織で運営されています。そのため、全体を統括する生徒指導主事の下に各部を代表する生徒指導担当教員を置き、全体として一貫した指導が展開できるようにしていくことが必要です。学部主事と生徒指導主事は連携を密にとっていく必要があります。生徒指導が適切に行われるためには、学級担任だけで、どのように対応していいのか悩んで躊躇しているうちに事態が深刻になるというようなことは避けなくてはなりません。生徒の不適応や問題行動に早期に気付けるように校内の教育相談体制を構築したり（提要P92～P126）、問題行動が生じたときの生徒指導委員会の持ち方、情報を共有するためのケース会議の持ち方等、チームによる支援体制を確立しておくことが大切です（提要P127～P130、P157～159）。

# 実践編



## I 生徒全体への指導

### 1 高等部生徒規則の作成と周知のための試み

本校の高等部では、近年生徒の増加に伴い、飲酒、喫煙、深夜徘徊等をはじめとした多様な問題行動がみられるようになってきた。

本校には従来より、小学部から高等部まで児童生徒に守ってもらいたいルールについて記された「児童生徒のきまり」があった。しかし、高等部の生徒の実態が大きく変わる中、これまでの「児童生徒のきまり」では不十分な面が見受けられるようになったため、新たに、高等部生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長するための行動の指針を定める必要があると考え、高等部生徒規則を定めた。

#### (1) 高等部生徒規則の作成

上記のような問題意識から生徒指導部内で話し合い、近隣の高等学校の生徒規則等も参考にし高等部生徒規則を作成した。その概要をP9に示す。

#### (2) 生徒による生徒手帳の作成

高等部生徒が適切な行動をとるために、生徒規則について常時、自分たちが携帯して確認できることが大切と考え、生徒手帳を作成することにした。高等学校のように、業者に発注をして販売するやり方も検討したが、作成する冊数が少ないことや、生徒が自ら生徒手帳を作成することで、生徒手帳を携帯しているという意識を持たせることができると考え、生徒自身がワープロ入力、印刷、カットをして生徒手帳を作成することにした。

作成後に、学級ごとに生徒手帳の中の生徒規則について、読み合わせることができた。

#### (3) 教職員や保護者間での共通理解

生徒規則については教師間で共通理解を図り、全校体制での指導にも役立てることができた。また、作成した生徒手帳を家庭に持ち帰らせ、保護者に見ていただくこともできた。そうすることで保護者にも高等部の生活規則について周知することができた。

#### (4) 今後の課題

生徒手帳を作成し生徒に配付したのは、手元で規則を確認できるようにしたいというねらいがあったからである。今回、その目的は果たすことができたと考えている。

今年度作成した生徒手帳については夏季休業前日というタイミングで生徒や保護者に配付できた。この時期に配付できたことで、生徒と夏季休業中の生活のルールについて確認することができ、夏季休業中の問題行動を未然に予防することに役立ったと考えている。

今年度は、入学後から5月の連休明けまでに問題行動等が何件か発生することがあったが、次年度からは、年度当初に、集会や学級活動の中で生徒規則について生徒に周知する機会を設けたい。また、保護者にも年度当初の保護者が集まる機会に高等部生徒規則を説明する機会を設けていきたい。そうすることが、生徒の問題行動を未然に防止することにつながると考えている。また、それだけではなく、保護者や生徒にとっても高等部に入学したことや進級したことへの自覚が生まれ、健全な生活を送ろうという意欲を育むことができるのではないかと考えている。

その他、工夫していきたいこととして、生徒と、生徒規則の内容について話し合ったり確認し合ったりする機会を充実し、自らルールを守っていこうとする意識を高めるようにしていくことが挙げられる。また、個々の生徒に合わせて、読みやすくしたりわかりやすくしたりする工夫も今後検討していきたい。

## 高等部生徒規則概要

### I 学習態度に関すること

### II 通学に関すること

- 1 自主通学が困難な場合の特例（保護者送迎、スクールバスによる通学）
- 2 自転車通学
- 3 公共交通機関利用による通学
- 4 通学における全般的な注意事項

### III みだしなみに関すること

- 1 みだしなみを整えることの大切さ
- 2 標準服（制服）の着用
  - (1) 通学時の服装
  - (2) 夏服、冬服
  - (3) 制服の正しい着用
- 3 運動着の着用
  - (1) 運動着の正しい着用
  - (2) 夏季、冬季の服装
- 4 ソックス
- 5 靴
- 6 髪型
- 7 みだしなみに関連した禁止事項（過度なおしゃれ等）

### IV 学校生活に関すること

- 1 携帯電話
- 2 アルバイト（許可する基準等）
- 3 原動機付き自転車・自動二輪車・普通自動車の運転免許証取得の許可の基準

### V 付記 特別な指導

- 1 特別な指導
  - (1) 問題行動を起こした生徒に対する特別な指導の意義、性質
  - (2) 問題行動の事実関係の把握
  - (3) 生徒の基本的な人権への配慮
  - (4) 家庭との連携
  - (5) 校内体制
    - ・教職員間の連携
    - ・指導案及び指導方法の検討の手順
  - (6) 個人のプライバシーの保護
- 2 特別な指導のガイドライン
  - (1) 特別な指導の期間
  - (2) 特別な指導の手順
  - (3) 特別な指導の対象となる事項

## 2 生活単元学習における性に関する指導

性に関する指導は生徒の心身の発達や性的な成熟の状況に応じて、性の問題を人間の在り方生き方の観点から指導を行い、人格の完成を目指す教育の一環として全ての教育活動を通じて実施することが重要である。本校ではこのような考え方から本年度より「性に関する指導全体計画」(P14)を作成し、どの教科・領域でどのような指導内容を取り扱うかを明確にし指導を行っている。

- (1) 単元名「思春期における身体の成長を知ろう」
- (2) 題材名「異性との接し方（マナー・思いやり・責任ある行動）について考えよう」
- (3) 本単元の目標  
自らの心の変化や成長について理解を深めるとともに、異性の人格を尊重した態度や行動を身に付ける。
- (4) 単元設定の理由  
対象となる生徒は、高等部の1年生から3年生の生徒である。生徒のほとんどは二次性徴を迎えているが、性に関する知識、特に「自分や異性の心や体の成長」「二次性徴（精通・月経について）」「異性との接し方」等については、障害の特性や発達段階、生活経験の違い等により、生徒の実態は様々である。  
昨今、特別支援学校においても性被害・性加害に関する指導事例が増加してきている。そのような中で、どちらかと言えば生活経験が少なく、社会性に乏しい本校生徒の社会自立や社会参加を実現するためには、性に関する指導を通して他者とのかかわり方や性に関するマナー等の社会的なスキルを身に付けていく必要があると考える。  
さて、「思春期における身体の成長を知ろう」の単元では、思春期における心の変化や成長について基本的な学習を行ってきた。そこで、次の学習段階として、異性との適切な接し方や態度について体験的に学習し、社会人として責任ある行動がとれる資質を身に付けさせることをねらいとして本単元を設定した。
- (5) 学習グループ  
生徒の実態を踏まえて、学習内容を三つに分け、必要に応じ男女別で指導を行った。

	生徒の実態と性に関する学習内容
A	理解力や社会性に乏しく、個人的なかかわりや指示が常時必要であり、身の自立等、日常生活面での指導に課題のある学習グループである。清潔や病気の予防等基礎的な学習内容を中心とし、異性とかかわるときのマナー等まで学習する。 (※単元の学習内容により、健康にかかわる基本的な項目を選択的に学習)
B	ある程度の理解力や社会性はあるが、まだ身に付いていない社会生活上の常識やマナーが多く見受けられる。こうした社会生活上の常識やマナーを身に付けていく際には、小集団の学習を通して具体的な社会的なスキルを個別に体験しながら学習していくことが効果的な学習グループである。予防行動を身に付けるとともに、生命の誕生、性感染症、性犯罪の回避行動等の基礎的な学習をする。 (※男女別2グループに分かれて学習)
C	A、Bグループの生徒に比べると理解力や社会性がある。社会生活上の常識やマナーについては、知識として教わったり、十分考えさせたり、洞察したりする学習をとおして身に付けていくことのできる学習グループである。Bグループ同様の基礎的な学習内容に加え、生命の誕生や性感染症、性犯罪の回避行動等のより具体的な学習をする。(※該当生徒は女子のみだった。)

- (6) 指導計画（以下 Bグループの男子に対して実施した授業内容について紹介する。）
  - ① 体の仕組みと変化を知ろう（3時間）
  - ② 異性との接し方について考えよう（2時間 本時1/2）
  - ③ 生命の誕生を知ろう（1時間）
  - ④ 性感染症を知ろう（1時間）
  - ⑤ 性情報と対処の仕方を知ろう（1時間）

(7) 本時の展開

① ねらい

ア 自分自身に思春期特有の心の変化や成長が生じていることを確認できる。

イ 異性に対するマナーや態度、思いやり等について考え、適切な行動をとることができる。

② 指導の実際

	学習活動	指導上の留意点
導入	<p>1 自分や異性の体の成長、プライベートゾーンについて学習したことを思い出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライベートゾーンの確認</li> <li>・相手との距離</li> </ul> <p>2 教師の話を通して異性や性に対する考え方が変わってくることや成長しなければならないことを知る。</p> <p>○異性や性に対する考え方が変わってくることを考える。 例：異性が気になる、特定の人を好きになる、性に対する興味関心など</p> <p>○思春期や成人期に向けて身に付けなければならないことがあることを知る。 例：性に対するマナーを身に付ける、相手を思いやる心をもつ、責任ある行動がとれるなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ T 1 前時のプリントや掲示物を見せることで学習したことを振り返らせる。</li> <li>・ T 2、T 3 生徒が、前時の内容を思い出せるように言葉かけしていく。</li> </ul>
展開	<p>1 異性に対するマナー、責任ある行動について、○×形式で適切な行動はどれかを考える。</p> <p><b>場面1</b>適切なトイレの使用の仕方とは？ 外出先でズボンを全部おろして尻を出して小便をするとそれを見た人はどう思うかなどを考える。</p> <p><b>場面2</b>異性の友達に対して、してよいこと、してはいけないことは？ 「握手」「抱きつく」「プライベートゾーンを触る」「肩をたたいて声をかける」などの例から考える。</p> <p><b>場面3</b>異性との接し方とは？ 外出先で自分の好きなタイプの女性を見かけた場合、いきなり写真を撮ったり、異性に必要以上に近づいたり、じっと見続けたりしてよいか考える。</p> <p><b>場面4</b>一方的に思いを寄せている異性にしているいいことは？ 自分の好きな女性に近づき、肩を組んだり、手をつなごうとしたり、プライベートゾーンに触れることはしてよいか考える。</p> <p>2 教師の話をとおして相手を大切にする思い（異性への思いやり・愛情）が基本にあることを知る。</p> <p>3 異性に対しての思いやりのある言葉にはどんな言葉があるかを友達同士で話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○×で答えさせる。その理由を発表させる。</li> <li>・ T 2、T 3 各場面に例示したものの一部については、男女に扮して生徒の前で実演して示す。ポイントとなる部分はわかりやすくオーバーに演じる。</li> <li>・ T 1 どのような行動が問題ないのか、考えることができるように適宜ヒントを与える。 また、自由に自分の意見を発表しやすい雰囲気を作るために、発言できたことを賞賛したり、他の生徒に伝わるように発言内容を補足して繰り返して言うようにする。</li> <li>・ T 2 各場面に例示したものの一部については、生徒と役割交換し、相手の気持ちを体験させる。</li> <li>・ マナー違反となる行為を理解させる。</li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振り返りシートを用いて今日の学習のポイントについて確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シート記入時、生徒の実態に応じて個別にポイントや記入の仕方について支援する。</li> </ul>

※プライベートゾーン：性教育の研究資料や文献等で使用されている語で、「自分の身体の中の大切な場所」「プールに入るとき、隠す場所」「具体的には水着で隠れる部分」等と説明されている。

### ③ 評価の観点

ア 異性と接する際には「相手への思いやり」「性に対するマナー」「責任ある行動」を身に付けていく必要があることを理解できたか。

イ 各場面ごとにどういった異性への思いやり、マナーがあるかを考え、どういった行動をとればよいかについて自分の意見を述べることができたか。

## (8) 生徒の自己指導能力を育むための工夫のポイント

### ① 授業の中での工夫

ア 発達段階に応じた学習グループ編成

多様化する生徒の実態に対応するため、A、B、Cの三つの学習グループを編成した。生徒の発達段階に適した単元内容を設けることにより、無理がなく、生徒一人一人が学習活動に参加でき、定着が図れるよう配慮している。対象生徒の実態に応じて、男女別の学習グループに分けたり、同性の教員が授業を担当したりすることにより生徒が本音で話しやすいように工夫した。



Aグループ



Bグループ(女子)



Bグループ(男子)



Cグループ

イ ロールプレイ

知識的な学習だけではなく、模擬体験を通じて友達や異性との適切なかかわり方を知ったり、適切な判断と行動力を身に付けることで未然に被害の回避ができるようねらっている。

ウ イラスト教材の活用

イラスト等視覚的な教材を活用することにより、わかりやすく、生徒が興味・関心をもって授業に参加できるよう取り組んでいる。

エ 振り返りシートの作成

まひがあり、板書事項をノートに書き込むのに支援を必要とする生徒が多いため、事前に板書内容の一部に空欄を設けたもの等、記入しやすく必要事項がわかりやすい振り返りシートを作成した。学習の時間内に答えを書き込ませ、定着させるよう指導した。完成した振り返りシートはファイルに綴じ、「総合的な学習の時間」や「ホームルーム」等の学習で活用できるようにしている。

### ② 日常的な指導と関連付ける工夫

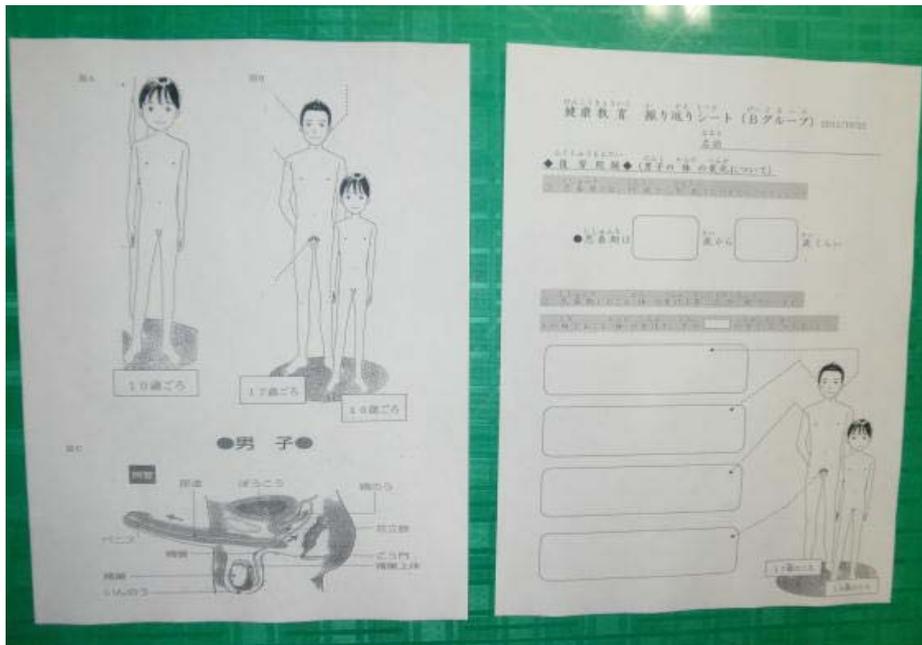
性に関する指導については、健康教育年間計画の中に「性に関する指導全体計画」を位置付け、「日常生活の指導」や「ホームルーム」「総合的な学習の時間」の中で計画的かつ継続的に指導に当たっている。また、生活指導面での指導が必要と思われる生徒については、教育活動全体をとおして適宜指導に当たっている。



要点を記入する生徒達



教職員による実演



振り返りシート

### ③ 指導の成果

- ア A グループ：この学習グループの生徒は卒業後に生活介護等を利用することが想定されている。今回の学習をとおして、身体の清潔や病気の予防について、実際に練習しながら、その大切さや方法を学習することができた。日常の学校生活の中でも、教師からの言葉かけを受けて、そのとき、学習したことを思い出しながら「うがい」「手洗い」等ができるようになってきた。
- イ B グループ：清潔や病気の予防、自分や異性の心や体の成長等の基礎的な内容を取り入れることにより、間違えて覚えていることや曖昧な知識等、生徒の実態を改めて再確認することができた。これらについては、正しい知識として身に付けさせることができた。特に、「異性との接し方」や「やってはいけない行動」「トラブル時の対処」等のロールプレイを通して、生徒一人一人が自ら考え、対処する方法を学んだり、適切な態度を養うことができたことは有意義であった。
- ウ C グループ：自分の体について関心を持つきっかけとなった。上述の B 班同様の学習内容に取り組んだ他、性器の名称や機能を正しく知ることや月経周期を把握することの必要性を学ぶことができた。

性に関する指導全体計画（高等部Ⅰ課程）

		性に関する指導全体計画（高等部Ⅰ課程）		
全体目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の発育・発達や変化や性の成熟についての理解を深め、適切な行動や態度を育てる。</li> <li>・家庭や学校、社会の役割ルールを理解させ責任ある行動をする能力・態度を身に付けるとともに将来の生き方について自分の考えを確立する。</li> <li>・性に関する正しい知識を身に付けるとともに、性犯罪や性被害を防止するための正しい知識と心構えを身に付ける。</li> <li>・男女の性の違いを理解するとともに、異性との正しい付き合い方やマナー等について身に付ける。</li> </ul>		
教科領域	単元名	ねらい	指導内容	配当時間
生活単元学習	〈からだの健康と成長〉 ・からだの清潔  ・病気の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体を清潔にする大切さやエチケットを理解し、生活の中で実行することや依頼することができる。</li> <li>・健康状態を把握する習慣を身に付け自己の健康を管理することができる。</li> <li>・様々な疾病や健康課題についての理解を深め、健康な生活を送るために適切な意思決定・行動選択をする力を養う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い、歯磨き、爪切り、汗の処理、入浴の仕方、体の洗い方等</li> <li>・各部位や器官の名称</li> <li>・かぜ、インフルエンザ、熱中症などの病気について、予防法等</li> </ul>	(2H)     (2H)
	〈思春期における身体の成長を知ろう〉 ・体の仕組みと変化を知ろう  ・異性との接し方について考えよう ・生命の誕生を知ろう  ・性感染症を知ろう  ・性情報と対処の仕方を知ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期の心や体の変化についての理解を深め、異性の心と体を理解し相手を尊重して接することができる。</li> <li>・異性の人格を尊重した態度や行動を身に付ける。</li> <li>・生命誕生までの仕組みを知る。</li> <li>・性感染症やその感染経路を正しく理解することができる。</li> <li>・性に関する情報や性被害、性加害について考える機会を設けることで、性に対するトラブルに対する認識を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の体の成長</li> <li>・精通や月経の仕組み</li> <li>・プライベートゾーン</li> <li>・異性との正しい付き合い方やマナー</li> <li>・性被害の防止</li> <li>・愛情、思いやり、責任</li> <li>・生命誕生までの仕組み（性交、妊娠、出産）</li> <li>・自分の誕生や生命の大切さ</li> <li>・どんな行為で感染するか</li> <li>・予防方法</li> <li>・性感染症になったときの対処法</li> <li>・適切な情報、不適切な情報</li> <li>・トラブル時の対処の仕方</li> <li>・性被害、性加害</li> <li>・やっちはいけない行動</li> </ul>	(3H)  (2H)  (1H)  (1H)  (1H)
日の常指生活	〈排せつ〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ使用時のマナーを覚えることができる。</li> <li>・排せつ時のマナー、依頼の仕方や協力動作を覚えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ使用時のエチケット</li> <li>・生理用品の使い方や処理の仕方</li> </ul>	(通年)
総合的な学習の時間	〈異性との付き合い方を考えよう〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の考え方には違いがあることを理解し、異性の人格を尊重した態度や行動を身に付ける。</li> <li>・社会での決まりやマナーについて知ること、自分の行動や言動に責任を持つことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異性への関心</li> <li>・男女の考え方の違い</li> <li>・異性との正しい付き合い方やマナー</li> <li>・男女の協力</li> </ul>	(1H)
	〈社会ルールやエチケットを知ろう〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシャルハラスメントについて理解し、行動や言動に注意することや対処法を知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な性情報と不適切な性情報</li> <li>・トラブル時の対処法</li> <li>・性被害、性加害の防止</li> </ul>	(2H)

### 3 保健体育における性に関する指導

本校では、性に関する指導は生徒の心身の発達や性的な成熟の状況に応じて、性の問題を人間の在り方生き方の観点から指導を行い、人格の完成を目指す教育の一環として全ての教育活動を通じて実施している。数年前より、「性に関する指導についての全体計画」(P17)、各学部ごとの「性に関する指導計画」(P18)、性教育資料集(教材集)を作成し、系統的な性に関する指導の充実に努めている。

#### (1) 単元名「身体の仕組みと変化」

#### (2) 本単元の目標

- ① 身体の機能は年齢とともに発達することが理解できる。
- ② 思春期の感情の特徴と異性への接し方について理解することができる。

#### (3) 単元設定の理由

本校高等部教育課程Ⅰ・Ⅱで学習をしている本集団は、障害の程度が比較的軽度で卒業後の一般就労を目指す生徒から、机上の学習に力を発揮することはできるが社会生活に参加するためには支援が必要な生徒まで多様な生徒で構成されている。

学校生活では礼儀正しく節度を持った行動をすることができる生徒がほとんどではあるが、友達同士の活動になると、相手の気持ちを尊重せず一方的な要求をしたり、乱暴な言葉遣いをしたりすることもある。

これまでプライベートゾーン、生命誕生の仕組み、好ましい人とのかかわり等を学習し、概ね効果を上げてはいるが性の問題が取り上げられている生徒もいる。

そこで自分の身体の変化がなぜ起こるのか、その変化をどう受け止めるのかということを知り、健全な精神を養う機会とするとともに、生命を尊重する態度、さらに相手を思いやる気持ちを育てることにつながると考え本単元を設定した。

#### (4) 指導計画

- ① 身体の機能の発達 (1時間 本時)
- ② 男女の特徴と思いやり(1時間)

#### (5) 本時の展開

- ① ねらい  
自分の身体の変化に気付き、身体の機能の発達について理解することができる。
- ② 指導の実際 ※必要に応じて男女別に分かれ授業を実施する。

	学習活動	指導上の留意点
導 入	○本時の学習内容を知る。 ○身体各部位の名称や働きを発表する。	・自由に発表できる雰囲気作りをする。
展 開	○変化する男女の身体について気付いたことを発表する。 ○ホルモンの働きで身体に変化が起きることを知る。 ○内部器官の働きを知る。 ○身体の機能の変化によって、自分や他人に対する感じ方が、小学校の頃と比べ、どう変わったかを発表する。 ○次回の授業に備えて、異性である相手のことや社会的な責任を踏まえて、感情や行動をコントロールしていく必要があることを伝える。	・男女の身体の変化の図を活用する。(図1) ・ホルモンの働きの図を活用する。(図2) ・内部器官と働きの図を活用する。(図3) ・変化には個人差があることに触れる。
ま と め	○学習した内容をワークシートにまとめる。 ○次回は、さらに異性に対して、どのような思いやりを持つことが必要か、さらに具体的に考えていくことを伝える。	・記入が難しい生徒には、考えをまとめられるような支援を行う。

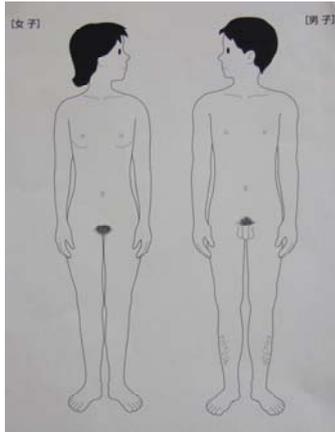


図 1

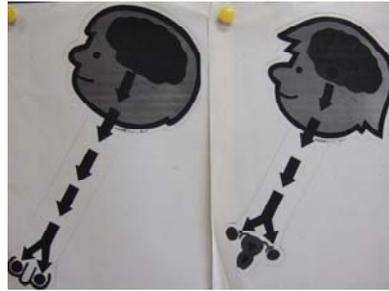


図 2

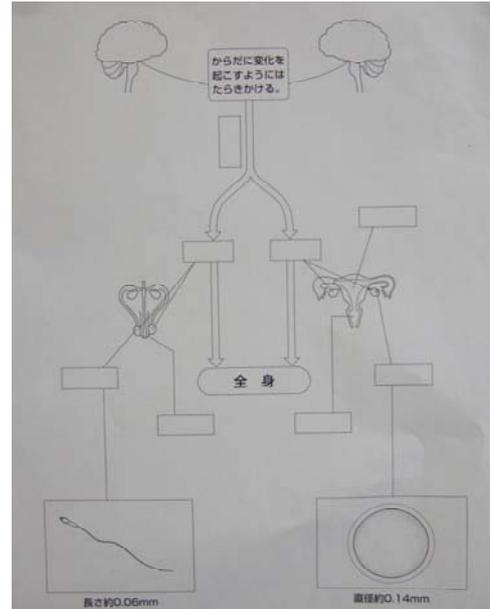


図 3

③ 評価の観点

- ア 自分の意見を発表することができたか。
- イ 相手の話を最後まで聞こうとすることができたか。
- ウ 身体の変化の仕組みについてワークシートに記入することができたか。

(6) 生徒の自己指導能力を育むための工夫のポイント

① 授業の中での工夫

生徒が自分の意見、考えを発表する場をできるだけ多く設け、全員で学習に参加しているという意識を持たせる。生徒によっては内容をまとめられなかったり時間がかかったりすることがあっても、発表を尊重するように支援する。

② 日常的な指導と関連付ける工夫

「性に関する指導全体計画」をもとに、「性に関する指導計画」を作成し、日常生活の指導、保健体育、職業、ホームルームの時間に計画的に指導を行っている。特にお互いを尊重し合うことについては教育活動全体を通して指導を続けている。

③ 教材の工夫

性教育で作成した掲示物やワークシート原稿を集め、「自分の体」、「プライベートゾーン」、「対人関係」、「生命の誕生」の項目に分け性教育資料集として整理し保管している。教材を共有することで、性教育の授業の準備をしやすくすることで、指導の充実を図ることができるように工夫している。



プライベートゾーンについての教材

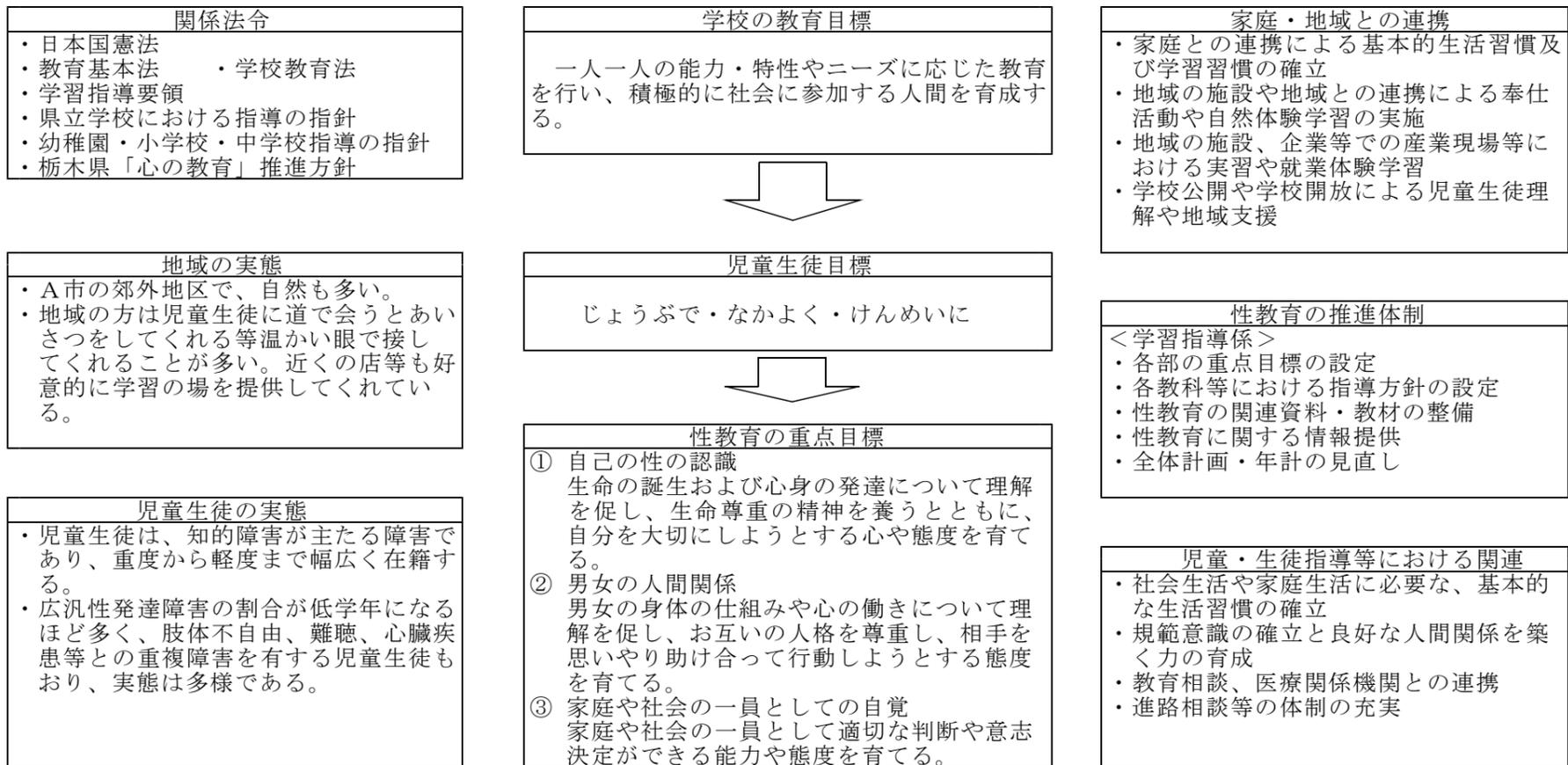


自分の体についての教材



生命の誕生についての教材

# 性に関する指導全体計画



各部の性教育の目標		
小学部	中学部	高等部
<p>① 基本的な生活習慣を身に付けるとともに、清潔に対する意識を育て、かけがえのない自分を大切にしようとする気持ちを養う。</p> <p>② 一人一人の良さを見つけ、友達と仲良く生活する中で、男女の違いに気付き、互いを思いやる気持ちを養う。</p> <p>③ 自分が生まれてから今日まで、周りの人や両親の愛情によって育てられてきたことに気付く態度を養う。</p>	<p>① 日常生活の基礎・基本的事項や健康や安全に関する知識・方法を身に付け、自分を大切にしようとする気持ちと態度を育てる。</p> <p>② 自分や相手の心身の成長や男女の違いに気付き、お互いを理解し合い思いやる気持ちと態度を育てる。</p> <p>③ 家庭や社会の一員としての自分を自覚し、助け合い協力しようとする態度を育てる。</p>	<p>① 自他の性についての知識を深められるようにし、社会における性情報を正しくとらえ、健康で安全な生活をしようとする心と態度を育てる。</p> <p>② 男女が互いの違いや良さを認め相手を尊重し、よりよい男女の人間関係を築こうとする心と態度を育てる。</p> <p>③ 家庭や社会の一員としての役割を果たし諸問題に対して適切に判断し、意志決定ができる能力や態度を育てる。</p>

主な指導内容・項目			
	小学部	中学部	高等部
日常生活の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○着替え</li> <li>○排泄</li> <li>○清潔・衛生</li> <li>○人とのかかわり方やマナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衣服の着脱</li> <li>○適切な衣服</li> <li>○立ち居ふるまい</li> <li>○排泄</li> <li>○清潔</li> <li>○人とのかかわり方</li> <li>○決まり</li> </ul>	<p>課程ⅠⅡ ----- 課程ⅢⅣ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○衣服の着脱</li> <li>○適切な衣服 身体に応じた下着の着用</li> <li>○立ち居ふるまい</li> <li>○排泄</li> <li>○清潔</li> <li>○人とのかかわり方</li> <li>○決まり</li> </ul>
生活単元学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内宿泊学習、校外宿泊学習、修学旅行</li> <li>○校外学習</li> <li>○誕生会</li> <li>○からだ</li> <li>○休み中の過ごし方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しい仲間</li> <li>○校外学習</li> <li>○校内宿泊学習、修学旅行</li> <li>○休み中の過ごし方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○友達とのかかわり</li> <li>○誕生から現在</li> <li>○校外学習</li> <li>○校内宿泊学習、修学旅行</li> <li>○産業現場実習における実習に向けて</li> <li>○卒業に向けて（3年）</li> </ul>
体育保健体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全単元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○友達や先生とのかかわり方</li> <li>○自分のからだ・身体の清潔</li> <li>○大切な命 健康・安全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体の仕組みと変化</li> <li>○生命の誕生</li> <li>○保健指導（専門機関）</li> <li>○性感染症について</li> </ul>
職業・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生・洗濯</li> <li>○清潔</li> <li>○職業について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分について</li> <li>○生活を整える</li> <li>○働く上で大切なこと</li> <li>○人との付き合い方</li> <li>○社会人の生活</li> <li>○保育に関する内容（3年）</li> </ul>	
HR		<ul style="list-style-type: none"> <li>○人との付き合い方</li> <li>○男女交際の在り方</li> <li>○性情報と対処の仕方</li> <li>○校外宿泊学習 修学旅行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体の清潔</li> <li>○校外宿泊学習 修学旅行</li> <li>○エチケットと身だしなみ</li> <li>○休み中の過ごし方</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習の時間との関連：自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に活動できる能力の育成を図る。</li> <li>・道徳教育との関連：集団や社会の一員として自覚し、他者と協力し合いながらよりよい生活を築く意欲と態度を養う。</li> <li>・人権教育との関連：豊かな人間性や自尊感情を育み、人権の大切さに気付き、相手を思いやり差別のない人間関係を確立する。</li> <li>・特別活動との関連：集団活動を通して心身の調和と個性の伸張を図り、集団の一員としての自覚を高め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。</li> <li>・自立活動との関連：身辺処理能力や社会生活に必要な知識・技能や態度を養う。コミュニケーション能力を高め、望ましい人間関係の構築に必要な技能や態度を育成する。</li> </ul>		

## 性に関する指導計画（高等部版）

### 《高等部目標》

- ・ 自他の性についての知識を深められるようにし、社会における性情報を正しくとらえ、健康で安全な生活をしようとする心と態度を育てる。
- ・ 男女が互いの違いや良さを認め相手を尊重し、よりよい男女の人間関係を築こうとする心と態度を育てる。
- ・ 家庭や社会の一員としての役割を果たし諸問題に対して適切に判断し、意志決定ができる能力や態度を育てる。

	単元名	目標	内容
保健 体育	身体の仕組みと変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体の機能は年齢とともに発達することが理解できる。</li> <li>・ 思春期の感情の特徴と異性への接し方について理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体の各部位や機関の名称や体内器官の働きについて知る。</li> <li>・ 精通や月経の仕組みを知り、男女の特徴を理解する。</li> <li>・ 身体の変化に伴う自分の感情の変化について理解する。</li> <li>・ 異性への接し方を理解する。</li> </ul>
	生命の誕生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命誕生の仕組みを理解し、自他の生命の尊さを知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受精や妊娠、出産について学習し、自分の誕生や命の大切さ、命のつながりについて考える。</li> </ul>
	保健指導（専門機関）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性に対する正しい知識を得ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助産師による「生命の誕生」の授業</li> <li>・ 保健師による「二次性徴」の授業</li> </ul>
	性感染症について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病気のあらましや感染経路を正しく理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性行為について理解する。</li> <li>・ 男女間の愛情・思いやり・責任について理解する。</li> <li>・ どのような行為によって感染するのか、予防するためにどうすればよいのかがわかる。</li> <li>・ 性感染症になった時の対処法を知る。</li> </ul>
職 業	自分について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の家族とその役割について理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の家族構成がわかる。</li> <li>・ 家族の役割について考え、自分を見つめ直す。</li> </ul>
	生活を整える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的生活習慣や清潔、身だしなみについて理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体の清潔、健康管理等の社会に適応する生活習慣を身に付ける。</li> </ul>
	働く上で大切なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人関係におけるエチケットやマナーを理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円満な対人関係を築くための社会的マナーやルール、エチケットを守る。</li> </ul>
	人との付き合い方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会人としての人との付き合い方を知ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人として求められる行動（他人への思いやりや自分が考えていること）を適切に表現する。</li> <li>・ 男女の特性を知り、ふさわしい行動をする。</li> <li>・ 「セクシャルハラスメント」の意味を理解し、言動に配慮することや被害にあったときの対処法を知る。</li> <li>・ 自分の行動に責任を持ち、状況に応じた判断ができる。</li> </ul>
社会人の生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業後の生活について考え、適切な意思決定や行動の選択ができるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結婚に対するイメージを具体的なものにでき、結婚の条件（相手を思いやり、互いに助け合い、一生懸命働くこと）の必要性がわかる。</li> </ul>	
ホーム ルーム	人との付き合い方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人関係におけるエチケットやマナーを理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢に応じたマナーやルールを身に付け、相手の気持ちを考えた付き合い方ができるようになる。</li> </ul>
	男女交際の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異性との適切な付き合い方を理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人として異性とどのように付き合ったらよいかを理解する。</li> <li>・ 男女の性に対する意識や考え方の違いがあることを知る。</li> </ul>
	性情報の対処の仕方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性に関するトラブルについて認識を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性に関する情報の危険性について理解する。（携帯電話やPCでアクセスできる情報等）</li> <li>・ 自己防衛スキル（拒否する、逃げる、報告する）を身に付ける。</li> <li>・ 大人としてやってはいけない行動がわかる。</li> </ul>

## 4 生活単元学習における消費者教育に関する指導

近年の社会環境の変化に対応して、特別支援学校でも、生徒が賢い消費者として、生涯に渡り心豊かな生活を送るためには学校の教育活動全体を通して消費者教育を行う必要があると考えられる。本校高等部では、生活単元学習を「家庭生活」、「社会生活」及び「職業生活」の3つの分野に分け卒業後に必要な内容に重点を置いて指導している。「社会生活」には、社会の情勢や、法律とマナー、公共施設や交通手段の利用、金銭の扱い等を指導内容として扱っている。消費者教育は単元「法律とマナー」の中に位置付けて指導している。

### (1) 単元名「法律とマナー」

### (2) 単元の各題材

- ① 身近な法律（3時間）  
日本国憲法、刑法、民法の一部等
- ② 選挙にいこう（3時間）  
権利について、選挙権について、投票の方法、違法な行為等
- ③ 社会人としてのマナー（3時間）  
先輩後輩との付き合い、会社でのマナー等
- ④ いろいろなトラブル（3時間）  
暴力や傷害、薬物の誘惑、人間関係等
- ⑤ 消費者金融、悪徳商法等のトラブル（3時間 本時1/3）  
消費者金融、悪徳商法、痴漢、わいせつ、被害と加害等

### (3) 題材名「消費者金融、悪徳商法等のトラブル」

### (4) 本題材の目標

卒業後社会人になった時、消費者被害等の金銭トラブル等に巻き込まれないために、悪徳商法にはどのようなものがあるのかを知り、対処法について理解を深める。

### (5) 題材設定の理由

本題材は、社会人として不可欠な身近な刑法や簡単な選挙の仕組みや投票の仕方等法律上のきまりから日常生活上のマナーまで学ぶ単元「法律とマナー」の一部である。

対象は知的障害が比較的軽度の生徒であり、ほとんどの者が一般就労をする見込みである。悪徳商法は多様化してきており、特別支援学校の生徒に限らず一般の多くの人も被害を受ける可能性があるものになってきている。このような理由から、詐欺、キャッチセールスやデート商法、ネズミ講、携帯電話を介した手口について具体的な対処法を学習することは自分自身で将来の社会生活を守るために不可欠であると考え、自ら考え回避する力を養うことをねらいとして本題材を設定している。

### (6) 本時の展開

- ① ねらい
  - ア 消費者金融や悪徳商法とはどのようなことかを確認することができる。
  - イ 自分を守るために必要なことを考え理解することができる。
  - ウ トラブルに巻き込まれたときの解決法を理解することができる。

## ② 指導の実際

時間	学習活動	指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会人としてのマナーやいろいろなトラブルについての学習を振り返る。</li> <li>・ 教師の説明を聞く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前時の学習について振り返らせ、理解度を確認する。</li> <li>・ 本時の学習内容について説明する。</li> </ul>
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVD「知的障害や自閉症等のある人たちがトラブルから守る」の消費者被害の場面を見る。</li> <li>・ どんな手口かを確認する。</li> <li>・ 被害に遭うことを回避するために必要なことを考えワークシートに記入する。</li> <li>・ 考えたことを発表する。</li> <li>・ 他の生徒の意見を聞く。</li> <li>・ 自分たちで気付かなかった回避法を聞いて知る。</li> <li>・ いくつかの回避方法を知り、ワークシートに整理する。</li> <li>・ 実際にスキルを実践して身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PC、プロジェクター、ビデオDVD、ワークシートを事前に準備しておく。</li> <li>・ 見てほしいポイントを説明して注意して視聴できるようにする。</li> <li>・ ビデオのストーリーを振り返らせ、どの時点で、どんな手口があったかを考えることができるように支援する。</li> <li>・ キーワードを伝え自分なりの考えが出せるように支援する。</li> <li>・ 自分の考えを言えるように支援する。</li> <li>・ 生徒から出なかった方法等については授業者から説明する。</li> <li>・ まとめた内容をワークシートに記入できるように再度キーワードを伝え支援する。</li> <li>・ ロールプレイのような場面を設定して実践させる。</li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教師の話聞いて授業を振り返る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本時の学習内容を振り返らせる。</li> <li>・ 次時の予定について説明する。</li> </ul>

## ③ 評価の観点

- ア DVDの例をとおして消費者金融や悪徳商法の危険性を理解できたか。
- イ トラブルに巻き込まれないために、どう行動したらよいか考えることができたか。
- ウ 教師の助言や友人の意見を聞き、トラブルに巻き込まれたときの様々な解決法があることを理解できたか。

## (7) 生徒の自己指導能力を育むための工夫のポイント

### ① 授業の中での工夫

#### ア DVDの効果的な活用

NHK厚生文化事業団から2008年に配付されたDVD「知的障害や自閉症等のある人たちがトラブルから守る」を使用。指導者用やワークショップ、ワークショップドラマを見て対処法を考える構成で、授業展開がしやすい。

(※NHK厚生文化事業団 HP:<http://www.npwo.or.jp/> TEL:03-3476-5955)



ワークショップドラマ「キャッチセールス」



ワークショップドラマ「デート商法」

イ ワークシート(P22)

理解して欲しい事項や映像を見て感じたこと、自分の意見を多く記入できるように工夫して作成した。友達を考えや正しい対処法を記入できるように記入欄を広くした。また、今回の消費トラブルの授業内容と、今後の生活での注意点をまとめる欄を設け、学んだことを自分の生活に関連付けて、まとめられるように工夫した。

② 日常的な指導と関連付ける工夫

異性への興味関心が高い生徒や、気が弱く物事をはっきり言えず断ることができない生徒の中には「キャッチセールス」や「デート商法」の被害を受ける可能性がある生徒がいる。そのようなことが予想される生徒に対しては、しっかりとした判断力が身に付くように、よく考えさせる場面を設ける等生徒の特性を意識して指導に当たった。

また、将来の自立と社会参加を促す観点から、卒業後、就労し生活を送っている状況を想像させながら、こうした被害への対処の仕方を考えさせた。

(8) その他

今年度、知的障害が軽度の生徒を対象に、宇都宮地方法務局より講師を招き、法律に関する専門家からの講話を開催した。法律や司法制度等の基礎になっている法的なものの考え方や、身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・不法行為等）と具体的な対応についての知識を習得する機会を設定した。

受講した生徒の感想として、「悪いことをしたら重い罪になることがわかりました。」「お金を借りたら利子を付けて返さなくてはいけないことを知って驚きました。」「法律というのは僕たちをしばるのではなく、みんなの生活を守るためにあるということがよくわかりました。」等があった。難しい内容を含んでいたが法律に関することについて生徒なりに理解できていることがわかったので今後も継続したいと考えている。

氏名 \_\_\_\_\_

社会生活 「法律とマナー」  
～消費トラブルにあわないために～

① 『 \_\_\_\_\_ 』

→路上や街頭などで呼び止め、営業所や雑居ビルなどに同行させて勧誘を行う商法。

○問題点○

○トラブル回避の方法○

- 1 『 \_\_\_\_\_ 』
- 2 『 \_\_\_\_\_ 』
- 3 『 \_\_\_\_\_ 』

② 『 \_\_\_\_\_ 』

→異性への恋愛感情を利用して、契約を締結させる商法。

○問題点○

○トラブル回避の方法○

- 1 『 \_\_\_\_\_ 』
- 2 『 \_\_\_\_\_ 』
- 3 『 \_\_\_\_\_ 』

○もし、無理矢理契約をさせられてしまったら・・・○

一定期間内であれば契約を解除できる \_\_\_\_\_  
という制度があります。

自らの意思がはっきりしないままに契約の申し込みをしてしまった時に、消費者が頭を冷やし再考する機会を与えるために導入された制度です。一定の期間内であれば違約金などの請求・説明要求を受けることなく、一方的な意思表示のみで申し込みの撤回や契約の解除ができます。

○クーリングオフのできる期間: **書面受領日から8日間**

○書かれている法律: **特定商取引に関する法律 第9条**

○最後に・・・○

これからどんなことに気をつけて生活しようと思いますか？  
今日の感想や勉強になったことなどを交えて下の枠に自由に書きましょう。

## 5 家庭総合における消費者教育に関する指導

本校では今年度、生徒指導全体計画の中に消費者教育全体計画を作成し、どの教科・領域でどのような指導内容を取り扱うかを明確にした（P26）。本校の生徒はインターネットや携帯電話を利用する機会も比較的多いため、情報機器利用時に消費者被害に遭わないように指導しておくことは重要なことと考えられる。ここでは、高等部の家庭総合で取り扱った実践について紹介する。

### (1) 単元名「消費者として社会とかかわる」

#### (2) 本単元の目標

- ① 消費生活を営む上での現代社会の特徴について理解させ、消費者として社会とどのようにかかわって生きていくべきかがわかる。
- ② 消費者が巻き込まれやすいトラブルやその発生原因について考えさせ、消費者保護の必要性と消費者の権利、またそれらを生かしたトラブルの解決法について理解する。

#### (3) 単元設定の理由

本校高等部在籍生徒は、その障害特性より公共交通機関や店舗等を利用する上で様々な制限を受けることが多い。将来、このような生徒の自立や社会参加を考えると、在宅のまま可能な通信販売やネットショッピング等を利用する機会が増すものとする。その場合には、情報機器を利用する際の知識や経験不足による金銭的トラブル等も十分に予測される。

そこで、ネットショッピングに潜む危険に対する知識や適切な対処法、危険を回避する能力を身に付けさせることが課題となっている。消費者としてネットショッピングの利便性や問題点を知り、利用する際のセキュリティやクレジットカードの利用の仕方と危険性、商品や有料のサービスをめぐる契約やそれらにかかわるトラブルについても正しく理解することが必要と考え本単元を設定した。

#### (4) 指導計画

- ① 消費者問題とは何か（1時間）
- ② 消費者問題の変化（1時間）
- ③ 悪質商法と消費者の態度（1時間）
- ④ 消費者問題への対応と消費者政策（2時間 本時2/2）
- ⑤ 契約に関する権利と責任（1時間）

#### (5) 本時の展開

- ① ねらい
  - ア Web上の教材を使って、ネットショッピングにおける商品の購入や代金の支払い等を模擬体験し、起こりうるトラブルにどのようなものがあるかを理解する。
  - イ ネットショッピングのトラブルに巻き込まれないための予防策を考える。
  - ウ ネットショッピングでトラブルが発生したときの対処法を知る。

## ② 指導の実際

	学習活動	指導上の留意点
導入	1 自分に合った様々な買い物の仕方について考える。 2 外出しないで利用できる買い物を模擬体験することを知る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン室で実施する。</li> <li>・欲しいものを買うとき（探すとき）どうしているのか考えさせる。</li> <li>・実習プリントを配布し、実習の内容を説明する。</li> </ul>
展開	3 ネットショッピングの模擬体験をする。 ①みんなで一緒に買い物体験をする。 ア パソコンの電源を入れ、インターネットを開く。 イ Web ページ「電腦商店街」を開き、利用上の注意を読む。 ウ 「天王星オンライン商店」に行き、商品を自由に選び必要事項を記入する。 エ 「注文決定」ボタンをクリックする。 オ 「さあ～商品届くかな～？」をクリックする。 カ 信頼できるサイトであったことを知る。 ②各自、好きな商店で買い物体験をする。 ア 「電腦商店街」の他の商店を利用する。 イ 利用した商店とその問題点についてプリントに記入する。 ウ 利用した商店について発表する。 4 ネットショッピング利用上の注意 ・トラブルに巻き込まれる可能性と解決法があることを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンの操作やその手順が理解できているか、よく確認する。</li> <li>・利用上の注意をしっかりと読むように助言する。</li> <li>・記入漏れやミスがないか確認させる。</li> <li>・注文確認画面を印刷させる。</li> <li>・商品到着画面まで進めさせる。</li> <li>・問題のある商店であることを予告する。</li> <li>・「天王星オンライン商店」と比べて、どんなところに問題があったかを考えさせる。</li> <li>・自分以外の発表者の話を学習プリントに記録できているか確認する。</li> <li>・個人情報なぜ大切かを知らせる。</li> <li>・トラブルにあったときの対応方法を紹介する。</li> </ul>
まとめ	5 ネットショッピングの心得 ・まとめの資料を読み、学習の理解を深める。 6 自己評価欄および感想欄の記入をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットショッピングとオークションについて資料を読み上げる。</li> <li>・自己評価と本時の感想を記入させ提出させる。</li> </ul>

## ③ 評価の観点

ア ネットショッピングを利用する際の注意点がわかったか。

イ トラブルが発生したときの対処法がわかったか。

### (6) 生徒の自己指導能力を育むための工夫のポイント

#### ① 授業の中での工夫

ア 教材・教具の工夫

(ア) Web サイト「ネット社会の歩き方」の活用 (<http://www.cec.or.jp/net-walk/>)

(イ) 視聴覚教材の活用：「消費者センスを身に付けよう」（消費者庁）

(ウ) ワークシートの作成：指導内容に応じたワークシートを作成し、学習の定着を図った。

## イ 指導方法の工夫

模擬体験をする授業をできるだけ多く設定して、経験の少ない生徒が体験的に学習することができる機会を設けた。

## ② 日常的な指導との関連付ける工夫

消費者被害については、「現代社会」や「情報」等と関連する内容等もあるため、教科担当者等と連携を取りながら指導に当たっている。

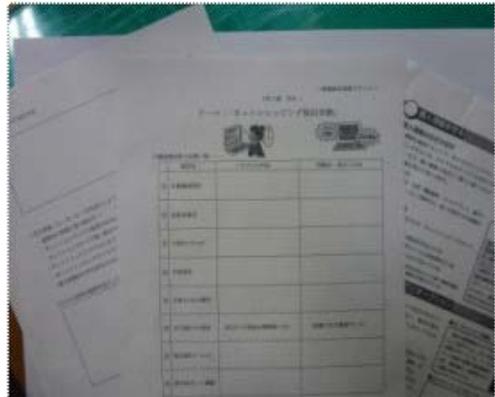
### — 電腦商店街とは —

Web サイト「ネット社会の歩き方」の中にあるオンラインショッピングの模擬体験を通じて、不適切な商店の見分け方を学ぶサイトである。電腦商店街ツアーでは、実際に発生している消費者被害の事例を参考にしたショッピングサイトを用意し、生徒がそこで模擬体験を通して、気を付けることや、被害に遭った場合の対処法を学習することができる。ショッピングの後の解説画面ではそれぞれの商店の、問題点の解説や対処方法を学ぶことができる教材である。

コンピュータ教育開発センター (<http://www.cec.or.jp/CEC/>)



PCを使用した授業の様子



ワークシート



Webサイト電腦商店街

## 消費者教育全体計画

全 体 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活の現状と課題を理解するとともに、自分や家族の消費生活について関心を持ち、消費者の権利と基本的な責任について理解する。</li> <li>・消費者に関する様々な問題を知り、生涯を見通した経済の計画を立てることができる。</li> <li>・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資やサービスの適切な選択、購入及び活用ができる。</li> <li>・情報を収集し適切に活用することができる技能を身に付ける。</li> <li>・金銭トラブルや多重債務の実態を知り、巻き込まれない態度を身に付けるとともに、法律や制度を活用して実態に対処できる技能を身に付ける。</li> </ul>
---------	--

### 高等部Ⅰ課程

教科領域	単 元 名	ね ら い	指 導 内 容	学年
産業社会と人間	〈自立に向けて〉 〈社会人になるために〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活や職業生活に必要な態度・知識・技能の習得を図る。</li> <li>・いろいろな職業に対して基礎的な理解を深め、働く意義を理解するとともに、働くことに対する意欲を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業人としての能力・態度、望ましい勤労観・職業観</li> <li>・働くことと賃金、計画的な消費</li> </ul>	1～3年 (2～4時間)
現代社会	〈消費者としての私たちと経済〉  〈こんなときどうする?〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者問題が増加している実態を理解する。</li> <li>・消費者の権利を守るための法律が整備されていることを理解するとともに、消費者の権利を守る制度について理解し、契約の意味について考える。</li> <li>・悪質商法にはどのようなものがあるかを確認し、被害にあった場合の対処法を理解する。</li> <li>・クレジットカードの機能や多重債務問題について考える。</li> <li>・インターネットや携帯電話に関連した消費者問題が増えている現状を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増えてきた消費者問題</li> <li>・消費者の権利</li> <li>・消費者の権利を守る仕組み</li> <li>・悪質商法の種類と対処</li> <li>・クレジットカードの利点と問題点</li> <li>・インターネット、携帯電話の利点と問題点</li> </ul>	1・2年 (1時間)  1・2年 (1時間)
家庭総合	〈消費者として社会とかかわる〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活を営む上での現代社会の特徴について理解させ、消費者として社会とどのようにかかわって生きていくべきかがわかる。</li> <li>・消費者が巻き込まれやすいトラブルやその発生原因について考えさせ、消費者保護の必要性と消費者の権利、またそれらを生かしたトラブルの解決法について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者問題とその変化</li> <li>・悪質商法と消費者の態度</li> <li>・消費者問題への対応と消費者政策</li> <li>・契約に関する権利と責任</li> </ul>	1・2年 (6時間)
情 報	〈情報を発信しよう〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を発信するにあたって注意すべきことや守るべきルールやマナーを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受信者に対する配慮、発信者の責任</li> <li>・情報モラルと著作権</li> <li>・インターネット等での被害</li> </ul>	1年 (1時間)
H R	〈社会人としての自覚〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者問題の具体的例を示し、日常生活の中で被害に巻き込まれないための啓発を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の中の消費者被害</li> </ul>	1～3年

### 高等部Ⅱ課程

教科領域	単 元 名	ね ら い	指 導 内 容	学年
生活単元学習	〈身の回りの出来事を調べよう〉  〈学校祭に向けて〉 〈買い物学習と調理〉 〈自立に向けて～社会人になるために～〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット等を使用するにあたって情報モラルを意識し使用する。</li> <li>・学校祭の即売会に向けて金銭の受け渡しの仕方を身に付ける。</li> <li>・調理計画を立て、予算を踏まえて必要な物を購入する。</li> <li>・社会人として自立していくためには金銭管理や収入に応じた消費生活を送ることが大切であることを理解する。</li> <li>・困ったときの相談窓口について知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット等での検索と正しい利用法</li> <li>・即売会の販売と金銭の受け渡しの仕方(演習)</li> <li>・計画的な買い物</li> <li>・金銭管理と計画的な消費</li> <li>・経済的、精神的自立</li> <li>・消費生活と悪質なセールスへの対処法</li> </ul>	1～3年
職 業	〈働くことについて・進路講話〉  〈福祉制度と受けられるサービス〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働くために必要な事柄を知ったり、将来の職業生活についての見通しを持つ。</li> <li>・いろいろな手当や障害基礎年金について知る。</li> <li>・障害者自立支援法について知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く意義、心構え</li> <li>・働くことと賃金</li> <li>・障害基礎年金と諸手当</li> <li>・障害者自立支援法の事業体系</li> <li>・利用者負担</li> </ul>	1～3年
日常生活の指導	〈日常生活におけるマナー〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の中での常識を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話の使い方</li> <li>・金銭の扱い</li> <li>・公共施設の利用</li> </ul>	1～3年

## Ⅱ 個別の課題を抱える生徒への指導

### 1 特別な指導の取組（万引き行為への指導）

校内の生徒が社会的に許されない問題行動を起こした場合には、日頃の教育活動の中でその生徒に配慮した指導・援助を行っていきと共に、その行為の重大さを自覚し反省できるように、また、再び、今後の将来に希望や目標を持って生活できるように、別室で個別に特別な指導を行うことにしている。

ここでは、本校の特別な指導を実施するまでの手順と、万引き行為を引き起こした生徒に対する特別な指導の事例を紹介する。

#### (1) 問題行動に対する特別な指導を実施する際の流れ

本校では、暴力行為や万引き行為等の問題行動に対して、どのような過程を経て特別な指導を実施することになるのかを下記に示す。

##### 1 問題行動発見のきっかけ（これまでの例）

警察からの通報、保護者からの連絡、地域からの通報、本人と周囲の友達からの報告、他校の生徒指導担当者からの連絡、校内職員からの情報

##### 2 事実確認

本人からの事実確認に担任が当たる。

関係機関からの事実確認に児童生徒指導主事が当たる。

##### 3 指導計画案の作成（児童生徒指導主事と担任が協議し原案を作成する。）

① 校内の規定に基づき指導内容を検討する。

② 障害からくる行動上の特性や認知等の発達の状態、問題行動の背景となった状況を十分に踏まえて、指導方法を検討する。

③ 生徒が自己指導能力を高められるようにわかりやすくする工夫や意欲を持たせる工夫を十分に図る。

##### 4 特別な指導の内容についての検討

指導計画案をもとに担任、副担任、学部主事、児童生徒指導主事間で検討する。より深刻と思われる事案については、生徒指導委員会を校長が招集して指導内容を検討する。なお、これらの検討に加えて特別な指導後の対応についても方向性を検討しておく。

##### 5 担任による特別な指導計画の修正

検討結果を受けて担任が指導計画を修正する。

##### 6 校長決裁

##### 7 指導計画についての保護者への説明

##### 8 特別な指導における主な指導内容

① 問題行動理解のための講話

② 問題行動と自分自身の理解を促す教育相談

③ 自己理解や他者、社会について理解を促す課題学習

④ 行動改善につながる体験活動

⑤ 反省文の作成

※指導中は、個に配慮した指導を原則として、他の生徒とは別室で個別に指導する。

##### 9 特別な指導の終了

特別な指導最終日に校長または教頭から終了の申し渡しを受け、特別な指導を終了する。

ケースに応じて、保護者も来ていただいて特別な指導の内容や今後の対応を確認し終了する。

##### 10 特別な指導後の対応

児童生徒がよりよい充実した学校生活を送れるように、学校と家庭と連絡を密にとる。また、担任、学部主事、児童生徒指導主事等教師間の連携し、対象生徒の学校生活での様子を観察したり継続した指導（言葉かけ）を行っていく。

(2) 問題行動（万引き行為）を起こした生徒への指導例

※このページは個人情報保護の観点から、掲載していません。冊子をご覧ください。

※このページは個人情報保護の観点から、掲載して  
いません。冊子をご覧ください。

## 2 課題解決に向けた個に配慮した指導の取組（性に関する指導）

重大な問題行動を引き起こしてしまった生徒に対しては、問題行動を繰り返さないようにするために特別な指導の終了後も、日常の教育活動の中で引き続き課題解決に焦点を当てた個に配慮した指導をする必要がある。

また、特別な指導を行うほどの問題行動を起こしていなくても、生徒指導上の課題のある一部の生徒に対しては、深刻な問題に発展しないように予防的な個に配慮した指導を行うことが必要である。なお、悩みを抱えなおかつその悩みに対するストレスに対処できないような生徒に対しても、個に配慮したきめ細やかな指導を行っていく必要がある。

このような生徒指導の必要性がある一部の生徒を対象とした個別の指導では、学校教育のあらゆる場面で、生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けるために、教職員が連携し、その生徒に配慮した指導を行っていくことや教職員が別室で一定の時間を当てて1対1で指導したり相談にのったりする機会を設けることが必要である。

ここでは、本校の生徒指導上必要性のある一部の生徒を対象に個別の指導を実施するまでの手順と、性に関する課題のある生徒への個に配慮した指導の事例を紹介する。

### (1) 生徒指導上の課題解決や問題行動予防のための個に配慮した指導の流れ

本校では、こうした場合の個に配慮した指導を実施する際には、下記の表のとおり関係する教職員間で十分支援策を協議して対応している。

#### 1 指導方針

- ① 生徒指導上の個に配慮した指導は学校における教育活動の一環であることを踏まえて内容を設定する。
- ② 生徒の基本的な人権や障害や発達の状態に十分配慮する。
- ③ 家庭との連携を密にし、十分な理解を得られるようにする。
- ④ 個に配慮した指導は、生徒の抱える問題を解決に向かわせ、その後の高等部生活を健全に過ごすために行われる。

#### 2 手順

- ① 事実確認と指導計画案の作成（担任を中心に教職員で協力して行う。）
  - ア 生徒の行動上の課題点について事実確認をする。
  - イ 行動上の課題が生じる背景について分析する。  
学校や家庭の環境要因、本人の障害の特性や発達の状態等を踏まえて分析する。
  - ウ 行動改善のための計画案を作成する。  
生徒に対する指導内容と指導場面、環境面の調整、教師間の連携の仕方等を明確化する。
- ② 児童生徒指導委員会の開催  
問題行動の内容、生徒の実態等を考慮し、教頭が必要と認めた事について、児童生徒指導部長が児童生徒指導委員会を開催する。
  - ア 構成  
児童生徒指導委員会は、児童生徒指導部長、児童生徒指導副部長、児童生徒指導係、教育相談係長、関係学部主事等をもって構成する。協議には対象生徒の担任や本生徒指導上関係する教職員も出席する。
  - イ 協議  
担任の報告や計画案をもとに対象生徒に対する指導内容、環境面の調整、教師間の連携の仕方を決定する。
- 3 承認  
児童生徒指導委員会で提案された内容について、校長、教頭、さらに全職員に提案し承認された上で実施する。
- 4 協力依頼  
承認された内容を、本人、保護者に伝え、保護者に協力を依頼する。
- 5 実施  
指導体制を整備し、教職員間で連携し指導を行う。
- 6 評価  
一定期間、指導を行ったら生徒の変容、指導の方向性について評価・確認する。

(2) 問題行動を起こした生徒への指導例

※このページは個人情報保護の観点から、掲載していません。冊子をご覧ください。

### Ⅲ 生徒の安全を守る指導の取組

#### 1 安全な通学を目指した指導

「安全教育」には2つの側面がある。一つが、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面である。もう一つが、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に提起し、安全に関する、より実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面である。

本校高等部では、毎日の安全な通学と卒業後の安全な通勤や生活が行えるために「交通安全」にかかわる指導を、学習指導場面を活用したり、各生徒ごとに自主通学指導の場面を活用して行っている。

##### (1) 学習場面における「通学に関する指導」

本校高等部では、生活単元学習（社会生活および職業生活）の中に交通手段の利用や交通法規の一部に関連する指導内容を設定し、履修する教育課程の生徒の実態に合わせて指導している。内容の詳細としては、次のとおりである。

###### ① 自転車の利用

- ・ 自転車の仕組み、点検方法、いろいろな走行、ブレーキ・一時停止安全確認等

###### ② 交通安全

- ・ 交通標識、安全走行、信号の渡り方等

###### ③ 位置付けている単元・題材名

下記の単元・題材の中に位置づけ、校外の道路や交通機関を利用する機会を利用し、これらの指導を行っている。

- ・ 交通法規、買い物学習（社会生活、家庭生活）
- ・ 職場体験学習、就業体験学習
- ・ 交通安全教室等

##### (2) 登下校時における「通学に関する指導」

###### ① 自転車点検（原則として月1回実施）

自転車通学生及び通学の一部で自転車を利用している生徒を対象に自転車の自主点検を行う。「自転車点検表」（P33）を作成し、点検する箇所と方法を自分で確認できるようにしている。生徒が点検し報告してから教師が最終確認する。修理が必要な場合はコメントを記入して家庭に持ち帰らせる。また、毎月の自転車点検表の下半分には、各月ごとに点検に関する内容や交通安全への意識啓発につながる情報を掲載している。

###### ② 駅指導

年間を通じ、生徒が利用している2つの駅における通学指導を実施している（年度当初1ヶ月、変則的な日課時、天候不良等の時は必ず実施。）。安全確認だけでなく、駅構内の利用の仕方や利用態度、駅からスクールバスへの乗車指導等を含んでいる。

「高等部通学指導及び乗車指導実施計画」、「駅指導チェックリスト」（P34）を作成し、そこに、その駅を利用する生徒の氏名と自宅最寄駅等を記載することになっている。指導担当となった教職員はそれらを用いることにより確実に確認できるように工夫している。

③ スクールバスの中での指導

スクールバス内において生徒の問題行動が発生した場合、生徒の担任や所属する学部の職員を中心に乗車し、バス内での行動の改善が図られるように指導している。

④ スクールバスのバス停における指導

バス停において生徒の問題と思われる行動について情報が寄せられた場合には、事実確認後、適宜立哨指導する等解決に向けた指導を実施している。

## 平成〇〇年度 自転車点検表

平成〇〇年 月 日 ( )

点検するところ	点検するポイント	○×	今回の点検結果
1 ブレーキ	ブレーキが前も後ろもよくきくか確認		問題なし 修理済み 修理が必要
2 ベル・ブザー	ベルやブザーがよく鳴るか確認		
3 ライト	ライトは明るくつくか確認		
4 タイヤ	タイヤの空気は十分か、すり減っていないか確認		コメント
5 ハンドル	ハンドルが曲がっていないか確認		
6 反射材・尾灯	反射材や尾灯が後ろや横からよく見えるか確認		

ご家庭でも安全な通学のため、定期的な自転車の点検をお願いします。

点検するところの絵



- ①ブレーキ
- ②ベル・ブザー
- ③ライト
- ④タイヤ
- ⑤ハンドル
- ⑥反射材・尾灯

反射材のいろいろ



かざるタイプ

はるタイプ

まきつけるタイプ



### (3) 自主通学に関する指導

#### ① 本校の立地条件と自主通学の指導

本校は、十数年前に路線バスが廃止されたことにより学校までの公共交通機関が無い。自主通学をするには、電車とスクールバスを併せて利用する方法や自転車を利用して登下校をする方法等がある。

本校では今まで保護者が送迎したり、全区間、スクールバスを使用していたりした生徒が自主通学を始めるにあたり、生徒の安全な登下校のために自主通学の練習を行っている。生徒の実態に合わせ、通学方法や登下校経路の確認と段階的な計画の作成、練習の安全確認と指導を分担して実施している。

#### ② 自主通学の指導の流れ

##### ア 「自主通学練習願い」の提出

保護者が「自主通学練習願い」に生徒名、保護者名、住所、緊急連絡先、希望通学区間を記入し提出する。

##### イ 「自主通学練習指導計画」の作成

「自主通学練習願い」の提出を受けて、担当教員と保護者、寄宿舎生の場合は寄宿舎指導員で相談して自主通学練習計画の内容を決定していく。その際には、自転車運転技術、交通法規の理解度、公共交通機関の利用経験、単独での行動経験等の実態を洗い出し、スモールステップを踏まえた練習計画を作成する。また、生徒に合ったペースで練習できるように望ましい期間や時期についても検討する。

以上を踏まえて、「自主通学練習指導計画」に、実現可能な経路、登下校練習の具体的内容、練習期間を記入する。その上で、学部内で練習開始について同意を得て実施する。

##### ウ 自主通学練習の実際

付き添いや至近距離での見守り等は、保護者の協力を得ながら、担当教職員と、寄宿舎生の場合は寄宿舎指導員で分担して行う。また、計画どおりに練習が進まない場合には、その都度、よりよい方法や支援について保護者と協議し計画を改善・修正している。

P36に示した「自主通学練習指導計画と指導記録(例)」では、2段階の計画で練習を実施している。当初は、練習を6月中旬に開始し、7月中に終了することを計画していた。しかし、実際には、ブレーキの使い方や左右確認等安全確認の面で課題が残ったので、担当教員と保護者が協議し練習期間を延長し11月まで指導を継続した。

##### エ 評価と自主通学への切り替え

練習計画の課題が解決して安全に登下校ができると担当教職員が判断した場合、学部内の会議で練習経過と様子について説明し自主通学への切り替えについて了解を得る。その後、保護者が「自主通学届け」を提出し、自主通学を開始する。

#### ③ 今後の課題

##### ア 新入学生徒の練習については、自主通学の練習を入学前に行うように依頼している。

しかし、練習を行っていない場合があり、生徒の安全確保のためにも今後方法等の検討が必要である。

##### イ 交通事故を起こしそうになったり、駅においてトラブルが起こったりすることが年間数件発生しているため、交通法規や適切な駅やバス停の利用について、現在の学習内容の見直しや自転車点検、担当教員による個別の指導を徹底していくことが必要である。

「自主通学練習願い」「自主通学練習指導計画と指導記録」(例)

平成23年6月7日

自主通学練習願い

栃木県立〇〇特別支援学校長 様  
 高等部 〇〇課程 〇年 〇組 児童・生徒氏名 〇〇 〇〇  
 保護者名 〇〇 〇〇 〇〇  
 住所 〇〇市〇〇  
 緊急連絡先 080-0000-0000(母携帯)  
 0000-00-0000(祖父宅)

下記の通学区間の自主通学練習を希望しますのでよろしくお願いします。

通学区間  
 移動経路 自宅 → 〇〇駅 → 〇〇駅 → 学校  
 交通手段 (自家用車) (電車) (自転車)

自主通学練習指導計画と指導記録

生徒氏名	〇〇 〇〇		練習期間	平成 23年 6月13日 ~ <del>7月28日</del> 11月28日	
指導者	担当〇〇 〇〇 寄宿舎担当〇〇 〇〇		通学区間 (移動方法)	自宅 → 〇〇駅 → 〇〇駅 → 学校 (自家用車) (電車) (自転車)	
生徒の 実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭の取り扱いや時間については理解している。</li> <li>・電車の利用はほぼ問題なくできる。</li> <li>・自転車に乗った経験が少ない。</li> </ul>				
	自主通学練習計画		指導記録		課題と改善策
第Ⅰ 段階	6 月 13 日 ～ <del>24日</del> 11 月 2 日	登校時 ・自主通学の一部である学校から〇〇までの自転車運転練習。学校の自転車を借り、指導者と一緒に行く。 下校時 ・通学経路の確認と自転車運転を練習する。	6/13～6/24 延長夏季休業中～11/2 ・自転車運転(ブレーキの扱い、直進性など)の安全性を確認。 ・安全確認の有無。 ・標識等の確認の有無。 延長夏季休業中～11/2 ・ブレーキ操作、左右確認ともにできるようになる。		・自転車のブレーキの使い方に慣れていない。 ・停止するために足を伸ばして止まろうとする。 ・左右確認があいまいな場面がある。 夏季休業中から ・改善策として、練習期間を延長して自転車の扱いを練習する。
第Ⅱ 段階	6 月 28 日 ～ 7 月 5 日	登校時 11/22～11/28 ・通学区間の電車と自転車を1人で行う。指導者がポイントを決めて安全確認を行う。 下校時 ・自転車を〇〇駅の駐輪場に <del>6月28日</del> 11/22までに置いておく。(駐輪場との契約を済ませておいてもらう。)	・改札口、ホーム、電車の乗降など、駅の利用方法の確認をする。 ・特に問題無く利用ができた。		・自転車の整備・点検を自分で行うように指導する。 ・自分でできる整備・点検のやり方を教える。
第Ⅲ 段階		登校時 下校時			

## 2 事故や危機を未然に防ぐ安全管理の工夫

本校では、年度初めに文書化した指針を全職員に配付して安全管理に努めている。その柱としては、生徒が命を尊び自分を大切にしていけがをしないようにしようと自覚して生活が送れるようにするための安全指導、生徒の安全が確保されるように教職員の対応をまとめた安全対策、そして、事故を回避するための施設の整備・改善からなっている。

また、教職員からの気付きや保護者からの意見等を踏まえて随時、安全管理の改善・充実を図っている。

### (1) 安全指導について

生徒自身がけがをしないように注意して行動できるようにする指導、他人にけがを負わせないように他人を思いやる気持ちを育てる指導が必要であるが、生徒の特性から理解させることが難しい生徒もいる。そのため、日々の指導において、校舎内で「押さない、走らない、ふざけない」の指導の徹底を図ったり、階段の昇降時に踏み外さないよう注意したり、ドアの開閉時に指を挟まないように注意したり、2階ベランダの手すりに寄りかからないことや乗り出さないことの注意等、その都度、生徒の行動に応じてきめ細かく対応している。

### (2) 安全対策について

教職員一人一人が全校生徒の安全に努める姿勢を忘れずに取り組むことが重要であり、そのための具体的な安全対策として次のようなことがある。

- ① 現在生じている安全管理上の課題を朝の打ち合わせ等（パソコン掲示板）で周知し事故が繰り返して起きないように、教職員に注意を促している。
- ② 特別教室等は使用しない際は必ず施錠する。生徒のけが防止のために、教職員が不在で生徒が特別教室に入室したり、使用したりしていることがないようにする。
- ③ けがの危険のある教材教具の管理徹底を図る。具体的な物としては、はさみ、カッター、包丁、作業道具（木工道具、農機具、陶芸用具等）、スポーツ用具、学習教材等が考えられる。これらの管理場所を指定して、紛失等を防ぐ。教職員は、危険性のある教材教具はしまい忘れて放置してしまうことがないように注意する。
- ④ 壁に通知等を掲示する際のピンは、外れた場合の安全性を考慮して、カバー付きピンか、ステーブラを使用する。

※なお、このような対策を実施した背景としては、ある児童が、上履きの底に画鋸をさしたまま生活していたことに、周囲が気付くのに遅れてしまったことがあったからである。

### (3) 施設の整備・改善について

安全点検を丁寧に実施し、危険と思われる箇所の発見に努め、報告する。その後は、関係職員で検討して改善に当たる。その結果は、全職員に知らせ共通理解を図る。これまでに整備、改善したことには、次のようなことがある。

- ① フローリングの廊下をカーペット張りに改善した。梅雨の時期、床が湿気で滑り転倒する生徒がいたためである。

- ② 全面ガラスドアに衝突防止の目印シールを貼った。強化ガラスが使用されていないガラスに対しては、飛散防止フィルムを貼った。(写真A)



写真A 衝突防止シールを貼ったガラスドア

- ③ 2階の階段手すり上部に、危険を呼びかけるプレートを貼り付け、登れないような状態に改善した。(写真B、C)



写真B 危険呼びかけのプレートを貼った階段



写真C 危険を呼びかけるプレート

- ④ 渡り廊下で通行の交差する箇所には、「とまれ」の表示をした。(写真D)



写真D 「とまれ」の表示

## 引用・参考文献

- ・文部科学省(2010)「生徒指導提要」
- ・文部科学省(2009)「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)」
- ・文部科学省(2009)「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(高等部)」
- ・文部科学省(2009)「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」
- ・文部科学省(2010)『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
- ・栃木県教育委員会(2011)「平成23年度 児童・生徒指導の基本方針」
- ・栃木県教育委員会(2011)「平成23年度 県立学校における指導の指針」
- ・栃木県教育委員会(2011)「情報モラル指導資料」
- ・国立特別支援教育総合研究所(2006)「自閉症教育実践ガイドブック」 ジアース教育新社
- ・岩手県立総合教育センター(2004)「問題行動指導の手引き」
- ・コンピュータ教育開発センター「Web教材『ネット社会の歩き方』」
- ・堀江まゆみ(監修)(2008)DVD「知的障害や自閉症等のある人たちをトラブルから守る」  
NHK厚生文化事業団
- ・日本知的障害者福祉協会危機管理委員会(2008)「知的障害者施設のリスクマネジメント事故防止マニュアル2」
- ・日本スポーツ振興センター(2010、2011)「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点」
- ・「LD&ADHD 2010年2月号 特集 身に付けさせたい!生活トラブルからの回避と対応法」  
明治図書
- ・クリシャン ハンセン(2009)「性問題行動のある知的障害者のための16ステップ」 明石書店
- ・東京都教育委員会(2011)「安全教育プログラム」
- ・三宅篤子・佐竹真次(2011)「思春期・成人期の社会適応」 ミネルヴァ書房
- ・特別支援学校高等部の学生向けWeb版消費者教育読本「ハカセといっしょに消費者の時間へGO!」 東京都消費生活総合センター

平成 23 年度 調査研究  
特別支援学校における生徒指導の充実

一人一人の生徒が生き生きと自分の力を発揮するために

発行 平成 24 年 3 月

栃木県総合教育センター教育相談部

〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町 1070

TEL 028-665-7210 FAX 028-665-7212

URL <http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/>



がんばろう日本!  
元氣をとちぎから。

